

規定による命令をした場合において、債券計算期間の終期における

金融機関の保有特定債券の総額のうち第三条又は前条の規定により保有しなければならないことされる保有特定債券の総額をこえる部分の金額は、これらの規定により当該金融機関が次の債券計算期間の終期において保有しなければならないこととなる保有特定債券の総額から控除するものとする。

(債券の保有義務の緩和又は免除)

第七条 大蔵大臣は、第三条第一項の規定による命令をした場合において、金融機関につき次に掲げる理由があると認めるときは、その金融機関については、政令で定めるところにより、当該命令による義務(第五条の規定による義務を含む。)を緩和し、又は免除することができる。

一 多額の預金の払戻しその他のより真にやむを得ない事情があること。
二 その保有により損失を受けるおそれがある債券を新たに保有しなければならないこととなること。

2 大蔵大臣は、前項の処分を行う場合には、その緩和又は免除に係る保有特定債券の金額の範囲内で大蔵大臣が定める金額を、大蔵大臣の指定する債券計算期間の終期において当該金融機関が第三条から前条までの規定により保有しなければならないこととなる保有特定債券の総額に加算すべき旨の条件を附することができる。

2 審議会の議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数の場合

第八条 大蔵省に、金融機関資金運用審議会(以下「審議会」という。)

第九条 審議会は、大蔵大臣の諮問に応じて金融機関の資金の運用に関する基本方針を審議し、及びこれに関連して審議する。

第十条 大蔵大臣は、第三条第一項若しくは第二項の規定に基く政令を立案し、又は同条第一項の規定による命令をし、若しくは同項の割合を変更しようとすると審議会にはからなければならぬ。

第十二条 審議会は、次に掲げる委員で組織する。
一 日本銀行總裁
二 金融に關し深い知識と経験を有する者 三人
三 産業に關し深い知識と経験を有する者 三人
四 その他学識経験のある者 二人

第十三条 審議会は、次のように加え

○藤枝政府委員 ただいま議題となりました。この法律の運用に當り、大蔵大臣の諮問に応じて金融機関の資金の運用に關し必要と認める事項を大蔵大臣に建議すること。
○松原委員長 次に証券取引法の一部を改正する法律案、証券投資信託法の一部を改正する法律案の両法律案を一

には、会長の決するところによる。

第十四条 前六条に規定するもののはか、審議会に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律は、公布の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。

3 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表中金利調整審議会の項の次に次のよう 加え

となる諸点を申し上げます。

第一に、銀行その他の金融機関の資

金の運用に關しましては、従来とも大蔵大臣が隨時行政指導を行なつて參つたのでありますが、この際本法の目的を達成するための勧告を行なうことがあります。

第二に、緊要な長期産業資金の調達を円滑にするため必要かつ適切であると認める場合には、大蔵大臣は、金融機関の預金等が増加した場合は、その一定割合に相当する金額を、金融債、いわゆる公社債、緊要な長期産業資金の調達のための社債、国債、地方債等の保有の増加に充てなければならない旨の命令をすることといたしました。

第三に、この法律の運用に當り、大蔵大臣の諮問に応じて金融機関の資金の運用に関する基本方針を審議し、及

めの臨時措置に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を申し上げた次第であります。

以上金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を申し上げた次第であります。

何とぞ御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。

○松原委員長 これにて提案理由の説明は終りました。本法律案に対する質疑は後日に譲ります。

○松原委員長 次に証券取引法の一部を改正する法律案、証券投資信託法の一部を改正する法律案の両法律案を一括議題として質疑を続行いたします。春日一幸君。○春日一幸君 まず第一番に理財局にお伺いをいたしたいのですが、政府は一体現行証券取引の制度をどのように考へておるか。これが完全無欠なものであるか。あるいはこれは随所に多くの欠陥を持つておるものであるのか、審議会に關し必要な事項は大蔵省令で定める。

がこの六カ年間の実績について考えるところがあれば、この機会に明瞭かにしていただきたいのであります。

○石野政府委員 ただいまの御質問につきましては、将来日本の経済状態が非常に正常化して参りました場合の証券取引制度というものを前提として考えます場合には、現在の制度についていろいろ検討を加えていかなければならぬという問題もあると存じます。しかししながら、この制度というものはやはりそのときどきの経済状態といふものを持つべきを前提にいたさなければなりません。

（その他の問題）（略）

（証券取引制度）（略）

（小説）（略）

（総論）（略）

（後編）（略）

（最後）（略）

（後編）（略）

（最後）（略）

（後編）（略）

（最後）（略）

（後編）（略）

（最後）（略）

（後編）（略）

（最後）（略）

（後編）（略）

（最後）（略）

いは募集のときに額面割れのことがあ
るというようなことを言つてないの
で、額面を割つて償還すると、インチ
キをやつたようなそしりを免れない、
従つてそういうようなことではなく、こ
れはもつばら証券市場の安定というよ
うな考え方から延期したのだ、こういう
答弁をなさつていらっしゃるが、私は
これは物事がめちゃくちやではない
かと思う。たとえば証券市場を安定す
るため、この受益者たちを何のため
に犠牲にしなければならぬのである
か。受益者たちは、この投資信託に参
加した諸君は、別に証券市場を安定せ
しめるためにこういう契約をしたわけ
ではない。その当時証券会社では、こ
れに参加して株を買ってもらえば、た
とえば五千円のものが一万二千円に上
り、おぼしき宣伝まで現実に行われ、そ
れでもうけようと思つて欲得で投資信
託へ入ったわけです。ところが入つて
みると、期限がくると株価が暴落いた
る。利益どころか大損失である。こうい
うような年間延期をしたならば額
面を取り戻すか、あるいは額面より上
くなるという政府の保証なり信託会社
の保証でもあるならば、それでよろし
い。けれども、一年たつてみなければ
ば、そのときに上つておるや下つて
おるやら、政府からもその委託者から
も何の保証もない。ただ一年間たな上
げてもうだけのことなのであつて、それは
一体何であるかといふと、とにかくた
いたずらに証券界の恐慌
を防ぎ安定をはかる、そんな受益者の
犠牲において証券界というものは安定

をはかるべきものではないでしょ
う。証券界の安定をはかるために、受
益者がその犠牲を全部自分のからだで
受けけるという、こんなばかげた措置が
ありますか。この点についてどういう
工合にお考えになつておるか、御答弁
を願いたい。

○石野政府委員 投資信託というもの
は、制度そのものの本質から申しまして
元本を保証するものではございません
で、結局その運用資産の価値の増減に
よつて元本を割る場合もあるわけであ
ります。それで、その元本を割りまし
た場合には、体裁が悪いからとかなんと
かいうような意味でございませんで、
証券界の実情が悪い時期にそういう償
還を行いますと、証券市場の値が下
る、株価の値が下る、下りますとその
信託資産の価値も下るということに相
なるわけでございます。従いまして、
これは信託契約にも最初から延長する
ことができるに相なつておるわけ
でござります。そして受益者の利益は
十分に考えまして、償還を希望する者
には最初の条件とらつとも変りなしに
規定通りに償還を認める。償還を希望
しないで、むしろ延期を希望する者は
そのままやつておいてもいい、こうい
うふうに処置いたしておる次第でござ
います。

○春日委員 要するに延期の申請を大
蔵大臣に行う場合には、その受益者の
五分の一程度の賛成を得て、そうして
大臣がこれに対し延期の認定を行
う、許可を行うというような制度にな
つておると思うが、問題は、この問
題・アンケートでもこの資料が出さ
れておりますけれども、何でもいいか
ら、元本を割つておつてもいいから返
す。それにもかかわらずこれが延期さ
れるという形になれば、それは受益者
たちの意思に反した執行がここに行わ
れるという形になるのです。すなわち
証券界の価格の変動あるいは価格の暴
落、こういうようなものを防ぐため
に、受益者たちは金を返してくれ返
して貰うという形になれば、これは何
ができる形になるのです。すなわち
と見えたところで、弱い者が結局泣か
ざるを得ない、すなわち証券界の安定
という美名のもとに、この七百六十億
という金は凍結されて、証券業者とそ
の金を利用しておる産業者、企業家、
そういうような者にこの金が剥離され
てしまうという事柄は、私は特に政
治問題として重視されなければならぬ
と思う。現在の受益者の口数は百五十
万口座といわれておるが、重複するも
のを避けてかりにこれを百万人とする
と、実際に十人に一人というよう割合
になつて、今やこの証券の信託投資と
御指摘になりましたように、あちら立
てればこちらが立たずというような状
態で、非常に問題のありますことは承
知いたしておるのであります。ただ先
ほどからお答え申し上げておりますよ
うに、実はその期限を延長するとい
うことは、何も春日さんがおっしゃるよ
うに、証券市場そのものの利益擁護の
ためには、確かに伺いたいのは、か

してくれば、これが一つの質問である。そ
れからもう一つの問題は、それはいか
くともいいからそのまま返してくれと
いうのが三八%ではなかつたかと思う
が、現実に、とにかく返してくれとい
うそのペーセンテージは相当高いので
す。それにもかかわらずこれが延期さ
れるという形になれば、それは受益者
たちの意思に反した執行がここに行わ
れるという形になるのです。すなわち
証券界の価格の変動あるいは価格の暴
落、こういうようなものを防ぐため
に、受益者たちは金を返してくれ返
して貰うという形になれば、これは何
ができる形になるのです。すなわち
と見えたところで、弱い者が結局泣か
ざるを得ない、すなわち証券界の安定
という美名のもとに、この七百六十億
という金は凍結されて、証券業者とそ
の金を利用しておる産業者、企業家、
そういうような者にこの金が剥離され
てしまうという事柄は、私は特に政
治問題として重視されなければならぬ
と思う。現在の受益者の口数は百五十
万口座といわれておるが、重複するも
のを避けてかりにこれを百万人とする
と、実際に十人に一人というよう割合
になつて、今やこの証券の信託投資と
御指摘になりましたように、あちら立
てればこちらが立たずというような状
態で、非常に問題のありますことは承
知いたしておるのであります。ただ先
ほどからお答え申し上げておりますよ
うに、実はその期限を延長するとい
うことは、何も春日さんがおっしゃるよ
うに、証券市場そのものの利益擁護の
ためには、確かに伺いたいのは、か

いう金が凍結され、犠牲にされておる
ものに上つておる。たしか延期して
くれてもいいというのが四八%で、割
りませんか。この点についてどういう
工合にお考えになつておるか、御答弁
を願いたい。

○藤枝政府委員 ただいま春日さんがあ
る御指摘になりましたように、あちら立
てればこちらが立たずというような状
態で、非常に問題のありますことは承
知いたしておるのであります。ただ先
ほどからお答え申し上げておりますよ
うに、実はその期限を延長するとい
うことは、何も春日さんがおっしゃるよ
うに、証券市場そのものの利益擁護の
ためには、確かに伺いたいのは、か

な考え方ではないのであります、た
だいま御指摘がありましたように、直
ちにこれを放出することによつてむし
ろ投資者に不測の損害を与える可能性
がある。そういう点を考慮いたしまし
て延長をいたしておるのであります
が、先ほどからお答え申し上げました
ように、返還を希望する者には、それ
はそのまま申し込みに応ずるわけであ
ります。それで、一時にこれが解約ある
とすれば、これはゼネラル・バンク
クに通するものです。従つてこちらを
やるわけにもいかぬ、あちらを立てる
ためにもいかぬということで、よつて
はその返還をいたすために、大きな数
の株が放出されまして出資者が不測の
損害を受けるということを防止しつ
つ、また契約者の自由な意思も尊重し
て、そうして何とかこの急場を切り抜
けていただきたいという気持ちをもちまして
やつておることを御了承いただきたい
と思います。もちろんこの投資信託そ
のものについていろいろ問題がござ
いましょう。それでわれわれといたし
て、投資者の保護と証券市場の安定の
ためにも私は特に慎重に検討されな
がら、これを一年間たな上げし、
さらにこれを一年間たな上げすること
ができるという形になれば、これは何
と見えたところで、弱い者が結局泣か
ざるを得ない、すなわち証券界の安定
という美名のもとに、この七百六十億
という金は凍結されて、証券業者とそ
の金を利用しておる産業者、企業家、
そういうような者にこの金が剥離され
てしまうという事柄は、私は特に政
治問題として重視されなければならぬ
と思う。現在の受益者の口数は百五十
万口座といわれておるが、重複するも
のを避けてかりにこれを百万人とする
と、実際に十人に一人というよう割合
になつて、今やこの証券の信託投資と
御指摘になりましたように、あちら立
てればこちらが立たずというような状
態で、非常に問題のありますことは承
知いたしておるのであります。ただ先
ほどからお答え申し上げておりますよ
うに、実はその期限を延長するとい
うことは、何も春日さんがおっしゃるよ
うに、証券市場そのものの利益擁護の
ためには、確かに伺いたいのは、か

○石野政府委員 ただいまのお話の通り、證券投資信託は四社によつて行なわれておるということがあつたと存じます。これは七社でございます。それで五千万円以上の資金を有する会社につきまして、その信用等につきましての認可基準に合うものは、これは投資信託ができるということになつております。決してそういう意味で、非常に独占的に四社に認めておるというわけではありません。それで調査につきましても、これは隨時この資料、それから帳簿内容等をとりまして、調査をしております。また検査もいたしておるのでございますが、どの会社につきましていつ検査をしたとか、その検査内容につきましては、これは今の銀行検査につきましても同様でございまが、これは明らかにいたさないことになつておるのでござりますが、決してやつておらないというわけではございませんで、必要な程度におきましてはやつております。こまかいことは証券課長からお答えいたさせます。

○小林説明員 ただいまの投資信託委託会社に対する検査に関しましては、はつきした期日を覚えておらないのでござりますけれども、特に投資信託を中心といたしまして昨年も行いました。本年に入りましたては、信託銀行を中心としたまつて、銀行局の方と検査をやつております。私ども法解釈によりまして、信託会社に対する検査権もござりますので、検査をやつたこともござります。ちよつとはつきりした時日は今お答えできませんが、十分投資信託の運営に関しまして、法律、約款等に違反のないように調べております。

○春日委員 それは、銀行業法とか証券業法とかいうものは、いろいろ内容に秘密を保たなければならぬこともあります。でも、これはその調査の内容をこうして、これは随時この資料、それから帳簿内容等をとりまして、調査をしております。また検査もいたしておるのでござりますが、これは随時この資料として御提示を願いたい。中小証券業者たちの冒頭で触れるものではないと思うから、これは一つ資料として御提示を願いたい。中小証券の調査はほとんど行われていない。そしで形式的な調査はあるかも知れないけれども、ほとんど自由放任的な状態であつて、従つてこの委託会社とそれから信託勘定との間にはなほだ不正が行なわれておるということも指摘してきています。ないのが普通であつて、あつてはかなわぬから、問題はそういうことあるかないかと、そういうことを調査してもらわなければならぬ。

そこで私がお伺いしたいことは、一体この募集期間は、広告をしてから募集を開始して、その信託を設定する日まで、一ヶ月間の余裕があると思うが、その間に受益者たちが金を振り込んでもくるが、その振り込んできた金は、その設定されるまでの間どういう工合に使われ、または保管しておるのですか、これを一つお伺いしたい。法律はどういう建前になつておるのか、法律の建前を一つお伺いいたしたい。

○春日委員 それは、銀行業法とか証券業法とかいうものは、いろいろ内容に秘密を保たなければならぬこともあります。でも、これはその調査の内容をこうして、これは随時この資料として御提示を願いたい。中小証券業者たちの冒頭で触れるものではないと思うから、これは一つ資料として御提示を願いたい。中小証券の調査はほとんど行われていない。そしで形式的な調査はあるかも知れないけれども、ほとんど自由放任的な状態であつて、従つてこの委託会社とそれから信託勘定との間にはなほだ不正が行なわれておるということも指摘してきています。ないのが普通であつて、あつてはかなわぬから、問題はそういうことあるかないかと、そういうことを調査してもらわなければならぬ。

○石野政府委員 ただいまお話を伺つたところが肝心の条項が今回の法律改正においてまさに削除されんとしておるのだが、これは一

はない。従つて私は、共同の利益を阻害するという工合に認定するのは拒む側が認定すると思う。証券会社としては、そんなものは見てもらいたくなき。見てもらいたくないところに見に來るのだから、適当な理屈をつければ、法律に基いて拒むことができる。こういう形になつて、いわばこの投資信託法の精神、すなわち受益者の利益を保護するという最大の眼目はこれによつて庄毅されてしまうと思うが、こんな法律で果してその目的が達せられると思うのか。私はかえつて伴う弊害が大きいと思うが、これについてどういう考え方を持つておられますか。

○石野政府委員 この規定で、拒むことができ、できないという認定をだれがするかという問題は、要するに法律の解釈の問題でござりますから、これは最後に参りますと結局裁判所の問題になるのでございまして、その意味におきまして、この法律の解釈を私どもの方ではつきりいたしまして、ただいまのようないふやうに、受託者が閲覧を請求するようなものは当然相当の理由がある、相当の理由と申しますか、拒み得ないものでありますので、これは當然閲覧をさせるべきであるというよろんな解釈を会社の方にもはつきり示しておきたいと考へております。単に会社が自分の都合でこれを認定するといふべきものではございません。

○春日委員 それは説明すればそういふ形になるのですが、どういう場合はできるということを、やはり法律の中で制限列举のような形でも明文化しておかないと、これは、そういう工合に認定した場合には拒むことができる

る。その認定のしそこないについての制裁規定は何もない。裁判所に持つていかなければ最終的な決定がされない。判例によらなければ執行のできない、そんなばかげた法律を初めから出すことがありますか。法律というものが、法律に基いて拒むことができる。これは、証券会社ばかりでなく、どんな愚鈍な大衆でもはつきりわかるる。そういう規定を置かなければ、これは、やはり読みればそのものばかりで、あまりに証券会社保護一辺倒の条項になる。私は当然この委員会において、こんな法律が通るとは考へない。適切な機会にこれは修正されると思うけれども、これはあまりに委託会社保護に墮し、こうして受益者が當時閲覧ができたものが、今回特にこの法律の改正を必要とするようなことは、これは見ようによつては、あるいはこの委託会社の中に非常に暗いものが多い、従つて世論がだんだんと高まってきたので、続々と見られては困るので、法律によつてこれを拒むことができる条例を作つてくれという、そんな要請がこのような法律を作らしめたのではなくいかとすらおもんばかりざるを得ない。従つて、私はこういうよろんな法律は、大体提案者の良識を疑わざるを得ない。いすれこれは本国会の権威を失う。しかし、この法律は、大抵提案者の良識を疑わざる。しかも、その請求を拒むことができない。従つて、私は「相當時機関がある場合を除く」という規定を今度入れようといつたしますのは、今までの規定は、たゞ

いろいろの疑惑を持たれ、またその疑惑を生ずることなんですね。この際この人格を切り離して、その職能を分化することがありますか。法律というものは、やはりあぐんた株券なんかは信託会社が自分の証券を當時これはディーラーとして手持ちをしておる。従つてその持ちあぐんた株券なんかは信託会社が自分自身の証券を當時これはディーラーとして手持ちをしておる。従つて、その持ちあぐんた株券なんかは信託会社が操作されてしまうと、それがそのままに証券会社保護一辺倒の条項は別個のものになつております。そこで、混濁しておるのじやないかという疑惑を持つときがあるということをございますが、これは先ほども申しましたように、そういうようく混濁いたしまして、結果投資信託の方がうまく参りませんということに相なりますので、そういうことは、現に今検査等によりますてもないのでござりますし、また監督上もそういうことのないことを見つけておるのでござります。まあ現行の制度で、特に弊害があるというふうに思つて、従つてこの委託会社と証券会社とは同一人格で行わないようになわち適当にこれを分離分割して、全然別個のものにこれをやらせる、こうしたことによってこの疑惑を払拭する、あるいはそのような間違いなくされられる。

○石野政府委員 最初の御質問につきまして、「相當時機関がある場合を除く」という規定を今度入れようといつたしますのは、今までの規定は、たゞこの法律ができないということは、そのことに關する限りは拒むことができるといふ。しかし、その請求を拒むことができない。従つて、私は「相當時機関がある場合を除く」という規定を今度入れようといつたしますのは、今までの規定は、たゞこの法律が増大しておるのではなく、新しく拒否権がここに設定されようとしておられる。」とありますて、そういう意味において、その場合に拒むことができるとかできないとかいうような問題について必ずしもはつきりしておらない、むしろそれが商法の会社法の規定と同じにいたしまして、特に理由がない限り強く警告をしておきたい。

それからもう一つお伺いをいたしましたことは、これは局長にお伺いをしたが、問題となるのは今この委託会社が証券業と信託業と両方を同一人格で行なつておるということについて、それはあなたのがいなでござります。それからもう一つお伺いをいたしましたことは、今まででは拒否権はなかつて、共同の利益といふことに藉口をつけ、共同の利益といふことで、拒否権といふものに對して、これが全く制限を加えられる。場合によつては大きな制限を加えられる。今まででは拒否権はなかつて、これはあなたがいる範囲でござります。今はさらにもとへ戻つて、現在のいろいろな行き詰まりを何とかして打開しなればならぬが、これは証券業界の人

証券の届出制度は、有価証券の発行、売り出しを行います者が届出をいたして参ります。そうしてその届出について、形式的に不備があるとか、内容が不十分とか、間違っているといふことがわかりました場合には、これを訂正せしめるということになつておられます。なかなか書類審査のことなどでございまでので、そういう内容が間違つているかどうかというようなことは発見がむずかしいのでございますが、そういうことをいたした場合もございまして、しかしすれにいたしましても、この届出を行いました書類を一般の縦覧に供しているわけでございます。そして、これは一般の投資者から見ると、確かにこの制度の内容が未達達でございまして、そういう意味で、内容を十分に大蔵省で審査をする能力がございませんけれども、一応そういうふうにして届け出られましたものにつきましては、虚偽の記載事項があつたような場合には、賠償の責任を届出者が負うというようなことになつております。

○石村委員

そういたしますと、単に形式的な不備とかなんとかという意味でなしに、内容的にも大蔵省としてある程度その書類によってお調べになつていらっしゃるのですか。

○石野政府委員

できるだけそういう観点で努力をいたしておりますが、何分今会社の帳簿等において書面審査ますので、それが十分に行われてい

るというふうに申し上げる自信はございませんけれども、そういうふうに努力をおこなうということは申し上げらるると思います。

○石村委員

それでは具体的な例についてお尋ねいたしますが、せんたつて御承知のように、東洋織維にあわした事態が起つたんですが、それまで割合は統一、そして増資をし、増資をしたとたんに会社はつぶれる、こ

ういう状態で、届出なり書類は、形式的にはおそらく整つていただろうと思ひます。それがそういうことになつたとして、大蔵省として、東洋織維が増資に当つて出した書類について——あの祭ではあります、さらにお調べになつて、その原因等を追及せられたことがござりますか。

○石野政府委員 あの問題につきまして、確かに御指摘の通り、届出書を形式的に審査いたしまして、事実の発見ができなかつたわけであります。たゞいま、形式的には整つておる書類の内容が、どういう点で虚偽でありま

すので、具体的に訂正せしめるといふようにして届け出られましたものにつきましては、虚偽の記載事項があつたようなことは十分にはいつておりますが、せんけれども、全体としての制度の効果はやはりあるというふうに考えてお

ります。

○石村委員 そういたしますと、單に形式的な不備とかなんとかという意味でなしに、内容的にも大蔵省としてある程度その書類によってお調べになつていらっしゃるのですか。

○石野政府委員 確かにこの制度は、発足後まだ期間がたつておりませんが、これは一応届出をする、確かに政

府の方でこれに対しまして審査をすることはできますし、またすべきことではござりますが、なかなか現在の状況において、そういう書類が出て参

りますが、その内容まですべてを完全に把握するということは、なかなか接觸しておりますので、ただ届出が出ているというだけで会社の内容を把握するというだけです。従いまして、常時その会社の内容について、取引銀行さえ知らないでいる。従

いまして、その内容について、内容を具体的に虚偽があるとかないとかいうようなことを発見するのは、なかなかむずかしいのです。たゞいまして、すべてにおいて完全に期

するといふようにして届け出ているもののすべてを把握することが困難な状態でございます。従いまして、ああいう事件が起りますと、はだ遺憾には存じますけれども、現状

の制度として、やむを得ないと御了承願わなければならぬというふうに考

えております。

○石村委員 ただいまの東洋織維の問題で、もうあまり政治的な責任を感じていらっしゃらないようで、どうもあらためておられます。どうしておつたかどうかというような問題になつたかどうかという問題になるわけですか。

○石村委員 ただいまの虚偽という問題ですが、虚偽でないという、たとえばバランス・ミートに載つておるもの

をそのまま書いて出したという場合には、虚偽でない実体を正直に書くといふだけなしに、形式的に整つておられるので、それが真実かつ正確である、あるいは一向に欠けたところが

これは憶測にすぎないんですが、外部から見るとそういうふうに認定すべきではないといふふうになつてあるくらいでございませんが、そういう事実がありまして、制度自身がまだ未達達でござつたかどうか、お尋ねいたします。

○石野政府委員 なお今調査中でござりますが、そういう点については、まだ結論を得ておりませんので、わかつたかどか、お尋ねいたします。

○石村委員 調査中でわからないといふことですが、しかしこういう届出制度をしき、こういう制度があることに

よつて、投資者に一応の安心感を与えおると思うのです。それに対して大蔵省が、できたことだからしようがな

いということだけでは、どうも無責任だと思うのです。すみやかに具体的な調査をして、また届出の従来のやり方について誤まりがあるかないかという

○石村委員 なるほど二十何条かにそいつて、ガラスぱりにいたしたいといふようにして、調査中でござりますが、だいま、形式的には整つておる書類の内容が、どういう点で虚偽でありま

すが、それは逃げ口上で、やはり大蔵省としては、政治的な責任を感じられるのが当然じゃないかと思いますが、いかがですか。

○石野政府委員 今その会社の内容について誤まりがあるかないかといふようにして、ガラスぱりにいたしたいといふ理想は、確かにその方向にだんだん進めていくというので、その制度が

ついで、ガラスぱりにいたしたいといふ理想は、確かにその方向にだんだん進めていくというので、その制度が

ついで、ガラスぱりにいたしたいといふ理想は、確かにその方向にだんだん進めていくというので、その制度が

ついで、ガラスぱりにいたしたいといふ理想は、確かにその方向にだんだん進めていくというので、その制度が

○石野政府委員 寂体と違つたことを書いてありますと、虚偽になるわけであります。

○石村委員 では、この問題はこれだけにいたしまして、次に投資信託の方ですが、春日委員からいろいろと投資信託についてお話しがあつたのです。この期限延長問題ですが、御説明を聞きますと、解約したいという者はそれで解約させるんだ、延長するという意の者は延長させるというので、凍結ではない、こういう御説明だったと思ひます。そういう意味から考えると、継続という形をとらずに、新規の募集をする、一方期限の来たものはそれで打ち切るといふやり方をするのと、ただいまのような継続したいという者だけは期限の延長をさせるというやり方との区別ですね。これは、そういう継続といふ方が非常に有利な点があるので、事務的とかなんとかいろいろな意味で……。

○石野政府委員 継続の制度を認めましたのは、要するにその償還の参ります信託につきまして、その財産の株を売り出すということによって、急に無理に売り出しますと、そのときの証券市場の状態にもよるのであります。株が下つて売れないということになると、受益者が非常に損をするということになる可能性があるわけでございます。従いまして、その場合に、証券市場等の状況から考へて、これは結局受益者の判断によるわけであります。そこで、償還をなさった方がいいと判断する人はしていい、また先へいけば上るだろうということとで、そのままにしておいた方がいいと

思う人は、そういうふうにした方がいいという制度であります。そういう考へ方でいたしました。

○石村委員 私の聞くのは、もしかた来るがそのままやるというようなこと

を、期限で全部打ち切るということになると、株が一時に売り出されるとい

うことになつて、株価が下つていけない、こういうよう御説明でしたが、思ひます。

○小林説明員 具体的のやり方といったましては、これはやはり部分解約という形になるわけでござりますが、償還日のだより前におきました、新聞広告もありますし、受益者に対しては通常もいたしますて、その意思を問うわ

けでございます。それは、現在この投資財産は幾らになつておるか、こういふような内容になつておりますが、延長について、あるいは償還について、どちらを御希望されるかということを

委託会社をして通知をさせることをいたします。それによりまして申し出を受けまして、それを希望によつて処置をする、大体今まで七%程度にいたしました方が七%程度でございまして、大部分のものが延長をしておるようです。それによりまして申し出をとつた方がいいじゃないかといふふうに考へるのでござりますが、まだことしの秋についての方針は検討中で、うな状態においては、同じような措置をとつた方がいいじゃないかといふふうに考へるのでござりますが、まだ

この問題はならぬのじやないか、こう考へられるわけです。今までの御説明でいくと、いかなる場合においても継続をさせるという方針が出てきていますが、いかがですか。

○石野政府委員 残ります部分が五分の一以下になりますと、これは先ほども申しましたように、もう継続していく意味がないということになりますので、確かにその判断はむずかしいのですが、たゞ、今非常にいい。そのときの経済状態で大蔵省は判断するという理由は出てこないようになりますとしても、これは投資信託の運用から申しまして、やはりかなり広範囲にいろいろの危険を分散する意味で、受取る必要でござりますので、あまたおればあるはこれが上がるというふうに考へますか。そこらにつきましては、受取者の考へによってやりしても、うふうに考へまして、そういう意味

常に多いという情勢におきましては、

この延期の制度をとるということは意味をなしませんので、その辺のところを実情に応じて申し上げたわけであります。

○石村委員 そういたしますと、今度期限がきても、大蔵省としてはや

はり昨年おとりになつたような方法をおとりになるお考へでござりますか。

○石野政府委員 その点につきましては、まだことしの十月ぐらいまで時期がございますので、経済界の状態がどうなつたのかわからないのでございますが、状況がよければ、むしろ希値者が多ければ、やはり同じ現象が起ります。それで、一方期限は期限で打ち切つてやつてしまつて、同時に新規募集をするというやり方をしても同じではないかと思ふのです。

○石野政府委員 とりあえず、どういふふうな方法によりますか、証券課長から具体的にお答えを申し上げた上で、なお御質問をいただきたいと思

ら、その重点的な配合を顧慮しまして、百万円以下の非常に少額なものにつきましては、なるだけこれを避けるというような措置もやつております。

○井上委員 会計検査院の方にお伺いをいたしますが、会計検査院がこれら補助金、負担金、利子補給金等についていろいろ縝密な現地調査をやって、適正に使われたかどうかという点について、非常に熱意をこめた調査の結果による報告がされております。この会計検査院の検査の実情から見まして、ただいま申しましたような点について、非常に熱意をこめた調査の結果による報告がされております。この会計検査院の検査の実情から見まして、ただいま申しましたような点について、非常に熱意をこめた調査の結果による報告がされております。この会

はとても効果を發揮しそうもないといふような使われ方をしている例さえ間間見受けるのであります。私どもいたしましても、從来公共事業関係、主として災害復旧であります。これに一般補助工事以外の補助についても検査の手を延ばしてきてるのであります。今申し上げましたようなものも本当に見受けられる次第であります。何とか補助事業を、もう少し効果的なものだけをよって予算化できるようにといたことを、私どもとしてはぜひお願ひしたいのです。また大蔵省もいっただいいであります。また大蔵省もそういう方向に相当努力されているのに集約整理するという方向に行つてあります。しかし現実はなかなかそうでも、相当な種類の補助が予算化される現状でございまして、私どもとして何とかこれをもう少し効果的なものだけをよって予算化できるようにといたことを、私どもとしてはぜひお願ひしたいのです。また大蔵省もいっただいいであります。また大蔵省も

がそれぞれ予算を組んで新しく負担しなければいかぬ、こういう実情になつてくるし、末端では補助金をもらつたために非常に困つておるということです。今日農家一戸当たりわずかに一円や三十円くらいの補助金をもらって、それが一休何の足しになるでしょうか。そういうことをあんたの方は、だれが要求してくるか知らぬけれども、それをやすやすとどう認めてやっておりますね。そういうことをしているから、横流しをしたり着服をしたり、使わぬで置いておいたりして、一方会計検査院からは厳重な検査の追及があつて困るという板ばさみになつておるわけなんです。だからこれを、肝心の大蔵省の財布を握っているあなたの方の方で、もう少し実情をよく把握して、單に帳簿の上、帳面の上だけで査定するというのではなく、相当な種類の補助が予算化される現状でございまして、私どもとして何とかこれをもう少し効果的なものだけをよって予算化できるようにといたことを、私どもとしてはぜひお願ひしたいのです。また大蔵省もいっただいいであります。また大蔵省も

官はどうお考えになりますか。

○藤枝政府委員 補助金の問題は、もつたよりでございます。

○井上委員 政府の方で、今後そういう縮めているつもりでございますが、たゞ小峰局長からのお話によりましても、今日農家一戸当たりわずかに一円や三十円くらいの補助金をもらって、それが一休何の足しになるでしょうか。そういうことをあんたの方は、だれが要求してくるか知らぬけれども、それをやすやすとどう認めてやっておりますね。そういうことをしているから、横流しをしたり着服をしたり、使わぬで置いておいたりして、一方会計検査院からは厳重な検査の追及があつて困るという板ばさみになつておるわけなんです。だからこれを、肝心の大蔵省の財布を握っているあなたの方の方で、もう少し実情をよく把握して、單に帳簿の上、帳面の上だけで査定するというのではなく、相当な種類の補助が予算化される現状でございまして、私どもとして何とかこれをもう少し効果的なものだけをよって予算化できるようにといたことを、私どもとしてはぜひお願ひしたいのです。また大蔵省もいっただいいであります。また大蔵省も

な補助金になりますように、その面においても努力を重ねて参りたいと考えている次第でございます。

○井上委員 政府の方で、今後そういう縮めているつもりでござりますが、たゞ小峰局長からのお話によりましても、今日農家一戸当たりわずかに一円や三十円くらいの補助金をもらって、それが一休何の足しになるでしょうか。そういうことをあんたの方は、だれが要求してくるか知らぬけれども、それをやすやすとどう認めてやっておりますね。そういうことをしているから、横流しをしたり着服をしたり、使わぬで置いておいたりして、一方会計検査院からは厳重な検査の追及があつて困るという板ばさみになつておるわけなんです。だからこれを、肝心の大蔵省の財布を握っているあなたの方の方で、もう少し実情をよく把握して、單に帳簿の上、帳面の上だけで査定するというのではなく、相当な種類の補助が予算化される現状でございまして、私どもとして何とかこれをもう少し効果的なものだけをよって予算化できるようにといたことを、私どもとしてはぜひお願ひしたいのです。また大蔵省もいっただいいであります。また大蔵省も

ば申請の日から何日間すれば必ず最終決定をする、こういうような厳格な申請から交付決定までの期間を法律上に明記すべきであります。そうしなければ、いたずらに全国各都道府県、市町村の代表者及びこれに付隨する議会代表者、事業団体の代表者が、毎年毎年東京に数万人の人が押し寄せてくるのです。それは全く政府の補助金交付に対する検討がいたずらにおくれる結果であります。こういうむだな費をあなたの方では一体どうお考えでありますか。交付される方についてときわめてこまかい規定を設けておいて、交付する各省の方においては一向何らの規定がなくて、抽象的に、すみやかに決定するなんといつてこまかしておられます。交付期間についての的確な規定は何もありやせぬ。そんなむちやなことはありません。あなたの都合のいいことばかりきめておるじゃないか。政務次官、どう思います。

○藤枝政府委員 補助の決定がおくれたりすることによりまして、全国からいわゆる陳情に相当な費用をかけて来られている現状というものは、決して正しいと申しますが、適當なことでないといふことはおっしゃる通りだと思います。歴代の政府といえども、陳情政治と申しますか、こうした弊害に悩みまして、なるべく書面審査を急ぐ、あるいはそうした陳情がなくなるよう努力をして参つたのであります。依然としてそれが十分に徹底できないことは、非常に残念であると思います。そういう点にもかんがみまして、今後も行政のやり方につきまして、いわゆる陳情に大舉して来なければ物事が決定しないというような態勢を極力

改めて参りたいと考える次第であります。

なお今回提案して御審議を願つております。

当に遅延せせたり、あるいは必要な限度を越えて不当な干渉をしたりすることを禁止いたします。その他

く、御承知のように二十四条には、不承認の如きを書いてあるばかりでなく、御承知のように二十四条には、不

抽象的にすみやかに交付の交付をせいで、ということを書いてあるばかりでなく、御承知のように二十四条には、不

ります。従つて私の方としましては、第三条に書いてござりますところの関係者の責務からいまして、補助金が最も効率的にいきますように交付をきめなければならぬ。そういう意味からいって、すみやかに、こういうふうに解釈しております。

○井上委員 その解釈は、私が今聞いておる解釈とは違う。あなたの言うのは、不正使用なり流用をやられては困るから、適正な使い方をするように、そのためにはみやかに最終的態度をきめよう、そういう考え方らしい。私の方では、予算が通過をいたしましてその後、およそどのくらいたてば交付する最終決定がきまるか、それを聞いておるのであります。

○村上(孝)政府委員 私が申し上げましたのは、第三条の各項、各項の長に対する規定でございます。各省、各庁の長に対する規定で、効率的に使え、こういうことになりますれば、各省、各庁が交付するといふことには、地方の団体その他が非常に負担をかけて陳情しなければならぬというような事態を起さないように、今後も最善の努力をいたしたいと考えておる次第でございます。

○井上委員 そうすると、あなたのお金持は、先ほど申しましたように、こうした補助金等の交付の決定がおくれますゆえに、地方の団体その他が非常に負担をかけて陳情しなければならぬと、いうふうに申し上げたわけでござい

ますことは、相當困難があるのでないかと思いまして、実はこの二十四条の内に決定せいということを法律に書き

す。またこの法律が、人を見たらどう
はどうと思えというふうに、補助金を受
領するものはすべて不正だというふう
に考へておるような感じを与えるわけ
でございますけれども、私どもといた
しましては、決してそうじゃないので
ございまして、御指摘なされますよう
に、現在の行政官庁の能力といたしまし
ては、千件に余りますところの各補助
金、その補助金につきましてまた何
百件、何千件とあるわけでございまし
ようから、何万件というふうな個々の
交付につきまして、すべて現地調査を
やるだけの能力はないだろうと存じま
す。ただ私の方といたしましては、こ
うした法律によりまして、從来補助金
はとつた方がいいのだ、とるだけ得だ
というふうなパブリック・ファンドと申
しますか、公けの金に対する考え方と
いうものが、この法律によりまして、
はつきりとそれは反公益的なものであ
るというふうな規定を置きまして、公
けの金に対するいわば道義的な考え方
が確立いたしまして、これを申請なさ
る方でも大いに自尊をなさるであろ
う、そうしたいわば社会通念の変化に
よつて、この法律は、罪人を作ること
なくしてうまくいくようにとということ
を期待しておるわけでござります。

○井上委員 ただいまの御説明による

が、これは、応御説明としては当然の
ことの承わりますが、しかし補助
対象の事業件数は、農林省なり、あ
るいは厚生省なりあるいは文部省な
り、相當莫大な件数に上つておるので
ござります。

あります。ことに農林省所管のごとき
は、森林から始まって漁港に至るまで
あるわけですから、これらを一々全部
に現地調査が一体できますか。
○村上(著)政務委員 先ほど申し上げ
ましたように、そのすべてにわたつて
現地調査することは不可能でござい
ます。従つて私の方は、この法律
によりまして、補助金と申しますより
は、公けの金というものに対して皆さ
んの考え方をもつと神聖視していただ
くことによりまして、申請そのものが
自らしてくるということと両々相待つ
てやりたいと思つておるわけであります
。また特に現地調査というふうなこ
とを書きましたのは、昨年十九国会で
御指摘になりましたときに、二重査定
の問題がございまして、農林省、建設
省兩省で同じ補助金を出しておるとい
うふうな非常にばかりたことがござ
いましたが、それに関するいろいろな防
止の対策を立てました。たとえば、こ
こは建設省ですでに補助金の対象に選
んだという場合におきましては、識別
した標識を立てるとか、いろいろ現地
においてその査定をするということも
ござりますので、そういうことのため
に第六条の現地調査という規定がある
わけでござります。

○井上委員 それではちよつと小峰さんに伺いますが、大体補助事業件数に

対して、たとえば二十八年度あるいは
二十九年度、最近の例でけつこうです
が、どのくらいの不正使用の割合にな
っておりますか。補助金を出している
件数に対して、何割くらいが不正に流
用使用されているかということがわか
ります。たとえ建設省などは、こと
と低い、こういう実態になつてお
ります。

○小峰会計検査院説明員 昨年公共事
業を主としたしまして検査したわけ
ございますが、從来からやつております
とになりまして、早期の検査をしたわ
けであります。それで、私どもの事後検
査におきましては、これは不当工事と
いうことで金を返してもらつか、あるいは
工事の手直しをするかというような
措置をとるわけであります。それから
今のが早期の検査につきましては、まだ
工事に着手していないものが多いので
あります。先ほどお話しがしばしば
出ておりましたたとえば二重査定と
いうようなものを、片方はやめてもら
う、それから便乗工事は落してもら
う、こういうようなことをやつたわけ
であります。個々のそれぞれ検査い
たしました工事に對して何%落ちた
か、あるいは不当工事があつたかとい
うことは、これは資料はあるのでござ
いますが、ちょっと手元に持つており
ませんけれども、一番多かつたのは、
たとえば農林省の災害復旧の早期検査
などでは、金額にいたしまして、たし
か三割近いものが私どもの検査の結果
落ちた例がござります。それから、そ
の次に多いのは農林省関係の事後検査
であります。これも相当の比率、多
分一割をこえていないかと思います
が、検査をいたしました金額の一割以
上のものが不当工事として発見される
という段階になつております。それ
から建設省関係になりますと、この比
率はずつと落ちて、農林省よりは検査
の結果発見する悪いものの比率がずつ
と低い、こういう実態になつてお
ります。

○井上委員 次に交付に当つて条件を
つけることになつておる。それは、工
事が完了いたしまして、収益がありま
すときは、補助金等の一部または全部
を返還させることを考えているのであ
ります。こういうことになつてきます

ういつて非常に努力されております。
一昨々年あたりに比べますと、一昨年
のの大災害の直後でも、八〇%近いも
のを実地査定をやつております。昨年
は九〇%以上のものを実地査定をやつ
ているのであります。ことはこれを
として机上査定によつたものが多くつ
たのであります。現場を見ないで机
の上で査定して決定してしまう、こう
いうふうなことによる当事項はすつ
と減ると私どもは見ております。
ところが主として受給者側の責任に
基くと思われるような、たとえば御承
知のように、補助事業は地元が相当割
合の工事費を負担するというのが、現
在の法律の建前であります。この負
担をいやがつてしまつて、工事の手を
抜かれる、こういうようなものになり
ますと、だんだんよくはなつております
が、まだまだいつになつたらこうい
う悪いことがなくなるかという点にな
りますと、とても先の見通しがわれわ
れとしても立ちにくく、こういう関係
にあるのであります。この仕事です
と、直りが非常に早い、それから補助
事業でも、国側の直せることですと、
比較的のテンポが早くくなるようであ
りますが、必ずしもそうではない面が相
当大きな部分を占めておる、これだけ
申し上げられると思います。

○井上委員 次に交付に当つて条件を
つけることになつておる。それは、工
事が完了いたしまして、収益がありま
すと、受けける方の責任によりますもの、
向に向いているということは申し上げ
られます。たとえば先ほどもお話しが出ま
しては、たとえば建設省などは、こと
と低い、こういう実態になつてお
ります。

うに考へてはおりません。

○川島(金)委員 あと五分でやめます。残りはいずれかの機会にやります。

今のお話しによりますと、大蔵省は七月中に建設省その他に対してこの問題は結論を出す、こういうふうに言明をした。今の建設省からの話でも、やはりその言明が明らかになつたのであります。それが今度は八月中には何とかというようなことでは、まことにおもしろくないことであるのであります。少くとも役所は、こういう問題について期限を切つて、公式であるうとなからうと、かりそめにも言明した以上は、その線に沿つて最大の努力を傾けて、できるだけ早く結論を出して、これら問題に対する終末をつけるようになります。そこで時間がないから適当に端折つて、あとはまたの機会に譲りますが、今、適当なところで線を引いて結論を出したいと言われたのですか、あるいはまた職種とか職務の内容等も勘案をしなければならぬであろうし、あるいは男女の性別問題等も当然に考慮されなければならぬことになります。非常勤といふのは、連続して勤務をするのでなくて、適当な時期に仕事に携わる、あるいはまた時間的にも制約を受けない、こういった立場の者が非常勤である。それからまた、かりに一定の時間と一定の期間を勤めるにいたしました、せいぜい三月とか半年

を限つて勤務をする者、こういった者も、あるいは臨時の非常勤職員だと

いう考え方を持つのは当然かもしれません

せんが、少くとも一般職員と同じように、半年以上一年、長ければ七年にもわたるという職員が数多くあると私は聞いておるのであります。こういうよ

うに、職務の内容においても、職務の種類においても、他の一般職員と少し変わつてしている者に対して、なかなか交渉通り非常勤職員としての待遇で放棄しているということは、きわめて合理的でない事柄である。こういうよう私には思うわけであります。そこで、こういつた問題について大蔵省の結論を十分に期待をいたしますがこれらの問題について、一体どのくらいの期間を待つたならば結論を出せるのか、また出せるとすればどういつた点に——およそのことだけつこうでありますから、腰だめ的な、この線くらいまでは何とか考へているのだといふことを、この際できれば一つ言明をしておいてもらいたい、こういうふうに思ふわけであります。

○鹿野説明員 先ほど申し上げましたのは、八月じゃなくて、七月一ぱいを上げて、その整理をお願いし、現在検討しておりますところです。しかし、かついいろいろな資料を御要求申し

ては検討しておりますところで、その結果などにつきましていろいろ変化がござります。場所々々についてのバランスの問題もござりますし、なかなか一様に申し上げられません。現在としては検討しておりますところで、その結果をただいまここで申せと申されても、なかなか無理ではないかと思ひますので、ごかんべんを願います。

○川島(金)委員 時間がきましたからこれまで、この際できれば一つ言明をしておいてもらいたい、こういうふうに思ふわけであります。

○松原委員長 本日はこの程度にとどまる限りは、できるだけ一日も早く結論を出すように強く要望して、私の質問を終ります。

○松原委員長 本日はこの程度にとどめ、次回は明二十七日午前十時より開会することといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十一分散会

昭和三十年七月三十日印刷

昭和三十年八月一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局